

「消費者基本計画」における「工程の明確化」について

施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
69	食品表示に関する一元的な法律の制定など法体系の在り方については、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律、食品衛生法、健康増進法等の食品表示の関係法令を統一的に解釈・運用を行うとともに、現行制度の運用改善を行いつつ問題点等を把握し、検討します。	消費者庁	平成22年度から検討を開始し、平成23年度以降、検討結果を踏まえ、必要な措置を講じます。	<ul style="list-style-type: none"> ・統一的な解釈・運用の推進 ・現行制度の課題把握 	<ul style="list-style-type: none"> ①効果的な執行体制の在り方 ②一元的な法体系の在り方を議論 	一元的な法体系の制定		

食品表示に関する一元的な法律の制定に向けて（作業イメージ）

対応方針

1 概要

(1) 当面の検討事項（一元的な法体系のあり方の検討）

①統一的な運用の推進（JAS法、食衛法、健増法、景表法等）

②現行制度の課題の把握

- 加工食品の原材料原産地表示
- 栄養表示制度（トランス脂肪酸含む）
- 遺伝子組換え食品
- 健康食品の表示 等を想定

③国際的なルールとの整合

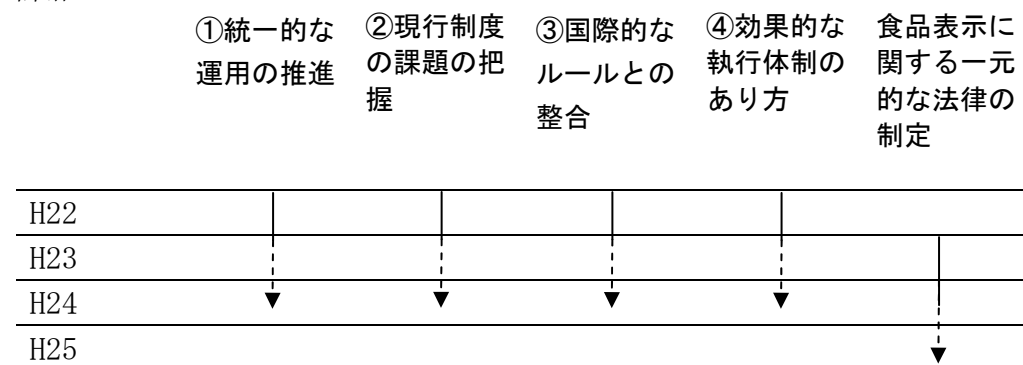
④効果的な執行体制のあり方

- 食品表示に係る執行体制の在り方については、
- 米トレサ法への対応（平成23年7月施行）
- についても検討を行う必要

(2) 上記(1)の検討結果を踏まえ、平成23年度以降、食品表示に関する一元的な法律の制定を予定。

- 上記1の個別課題のうち、
- 栄養表示制度（トランス脂肪酸含む）
- 遺伝子組換え食品
- 等については、必要に応じて、一元的な法律に盛り込む

2 工程詳細



「消費者基本計画」における「工程の明確化」について

施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
28	農林物資規格調査会等の審議を経て、社会的ニーズに対応した新たなJAS規格の導入を推進することに加え、JAS規格の新規策定や見直しに係る作業手順の透明化を図ります。	農林水産省	継続的に実施します。	<p>JAS規格の新規策定や見直しに係る作業手順を規定する省令を制定する。 JAS規格の制定等に関する計画を公表する。</p> <p>農林物資規格調査会のみならず、消費者等の意見を十分把握した上で、社会的ニーズに対応した日本農林規格の導入を検討する。</p>	<p>農林物資規格調査会のみならず、消費者等の意見を十分把握した上で、社会的ニーズに対応した日本農林規格の導入を検討する。</p>	(同左)	(同左)	(同左)

「消費者基本計画」における「工程の明確化」について

施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
27	食品のリコール社告の規格化の必要性について、消費者、事業者及び関係省庁等の意見を聴取し、必要性が認められた場合には、規格化に着手します。	農林水産省	平成22年度中に、食品のリコール社告の規格化の必要性について結論を得ます。	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;">食品のリコール社告の規格化の必要性について審議を行うために、必要な調査等を実施する。</div> <div style="font-size: 2em; margin: 0 10px;">}</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">農林物資規格調査会等において、食品のリコール社告の規格化の必要性について審議を行い、結論を得る。</div> </div>				

「消費者基本計画」における「工程の明確化」

○具体的施策 3 2

「我が国の主要食料輸入国や食の安全問題に関わりの深い国際機関等を所管する在外公館において、個別事例への対応、各国政府・国際機関との連絡体制の強化に取り組みます。」

○工程の明確化（案）

以下の具体的施策を引き続き進めることとし、実施状況等を見つつ、随時見直しを行う。

1. 情報収集の強化

平成 21 年 1 月より「食の安全」問題に関わりが深い 9 つの在外公館において「食の安全」担当官を指名。同担当官をはじめとし、在外公館における情報収集に努める。

(注) 「食の安全」担当官

我が国の農・水産物輸入国のうち上位五カ国を主管する在外公館（在米大、在中国大、在豪大、在カナダ大、在タイ大）、EU 代表部、及び「食の安全」に関係の深い国際機関を主管する在外公館（ジュネーブ代表部、在仏大、在伊大）において指名。

「食の安全」担当官の主な役割は、次の通り。

- (イ) 「食の安全」問題処理体制や個別問題に関する関係政府機関からの実態把握及び情報収集・蓄積
- (ロ) 「食の安全」問題に関する関係政府機関との連絡体制の構築
- (ハ) 個別の「食の安全」問題が発生した場合の関係政府機関への働きかけ
- (ニ) 在留邦人等への「食の安全」問題に関する情報伝達のための連絡体制の構築
- (ホ) 関係国際機関（ジュネーブ代表部では W T O 及び W H O、在仏大は O I E、在伊大は F A O 及びコーデックス委員会）における「食の安全」に関する国際基準を含む「食の安全」についての議論の情報収集及び蓄積

2. 省内及び消費者庁との連絡体制の強化

外務省内における情報の共有、問題発生時の迅速な連絡体制の確認等のため、必要に応じ、省内連絡会議を定期的開催する。

「食の安全」問題が発生した際には、当該在外公館は速やかに本省（地域課）に報告し、情報提供を受けた地域課は、速やかに消費者庁へ情報提供を行うよう周知徹底をはかる。

3. 対外情報発信の強化（外務省及び在外公館のホームページの活用）

平成 20 年 11 月より外務省ホームページに「食の安全」のコーナーを開設。個別事例のプレスリリース、談話・記者会見記録、在外公館からの情報等を掲載するとともに、関係機関等にリンクを貼り、情報発信の強化に引き続き取り組む。

「食の安全」問題が発生した国の在留邦人向けに、在外公館のホームページやメルマガ等を通じて迅速な情報提供に努める。

(了)

「消費者基本計画」における「工程の明確化」について

(平成22(2010)年度)

(平成23(2011)年度)

(平成24(2012)年度)

項目	年度内		年度内		年度内	
	H22 9/30	H23 3/31	H23 9/30	H24 3/31	H24 9/30	H25 3/31
1 消費者の権利の尊重と消費者の自立の支援						
33 輸入食品監視指導計画により、輸出国政府との二国間協議や在外公館を通じた現地調査等の実施や担当官の増員、情報等の入手のための関係省庁との連携の推進など、輸入食品の安全性の確保のための検査・監視体制の強化を図ります。	平成22年度輸入食品監視指導計画の策定・実施		平成23年度輸入食品監視指導計画の策定・実施		平成24年度輸入食品監視指導計画の策定・実施	
	検疫所における人員(食品衛生監視員)の拡充・高度な検査機器の整備等		検疫所における人員(食品衛生監視員)の拡充・高度な検査機器の整備等		検疫所における人員(食品衛生監視員)の拡充・高度な検査機器の整備等	
	<ul style="list-style-type: none"> ○中国の食品安全に関する情報収集等を行う担当官を在中國日本大使館へ引き続き配置 ○同様に、他の主な輸出国における対日輸出食品の危害情報等の収集及び問題発生時の輸出国政府との調整、並びに必要なに応じた現地調査の実施等のため、担当官の在外公館への配置について、関係省庁間で協議 		主な輸出国における対日輸出食品の危害情報等の収集及び問題発生時の輸出国政府との調整、並びに必要なに応じた現地調査の実施等のため、担当官の在外公館への配置			